平成２９年（フ）第５９７号
仙台市泉区将監９丁目１番11―205号、従前の住所仙台市青葉区堤町２丁目13番19号
債務者　今野　莞丈
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
宮城県気仙沼市浜見山１番16号
債務者　中川　克徳
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第８５号
富山県氷見市朝日本町10番17号
債務者　吉村　太郎
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第８６号
富山県氷見市朝日本町10番17号
債務者　吉村まる子
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第３０５号
兵庫県高砂市松陽１丁目10番23―101号　ソレーユ・スリジェ
債務者　山元　英子（旧姓紀伊）
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３１２号
兵庫県姫路市西庄甲264番地１　水尾川ハイツ302
債務者　大原　裕和
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３１６号
兵庫県加古川市尾上町長田247番地の１　レオパレスM’ｓ加古川206号
債務者　辻岡　美穂
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３３９号
兵庫県加古川市野口町野口129番地の46東加古川ハイタウンＣ―417号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町新在家716番地の８東加古川ハイタウンＤ―517号
債務者　横山　俊久
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１５号
山口県長門市東深川1045番地８
債務者　脇田　秀美
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第１０３６号
福岡市東区唐原２丁目９番１号
債務者　福　まゆみ
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０５０号
福岡県糸島市波多江駅南２丁目10番20号101
債務者　植木　竜一
1　決定年月日時　平成29年８月25日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３５１６号
大阪市西成区岸里２丁目９番14―105号
債務者　岡本　雅之
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６２０４号
東京都練馬区氷川台３丁目６―７―206
債務者　林　　穎
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２３９号
東京都墨田区石原１丁目22―１―801
債務者　石井　康介
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２６４号
東京都葛飾区堀切４丁目32―５―105
債務者　アフラクエイムドゥ
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２６５号
東京都豊島区駒込３丁目20―14　和光荘Ａ１号
債務者　高　　孝俊
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２６６号
東京都大田区蒲田本町２丁目10―９
債務者　伊藤　真也
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部